

第4章

審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1

審理内容の充実に向けた取組

(1) 審理内容の充実

① 口頭審理

無効審判¹や取消審判²等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。なお、特許・実用新案部門、意匠部門においては、無効審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門においては、取消審判事件のうち、答弁書及び弁駁書が提出されたものについては、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施している。

2016年においては、241件の口頭審理を行った。

② IT 審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成し

た調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。



IT機器が備えられた大審判廷

③ 巡回審判・出張面接

地域の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自身のPCを利用するテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。

2016年においては、22件の巡回審判、17件の出張面接、3件のテレビ面接を行った。

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。
2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用を理由として、当該登録の取消を請求する審判。



巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

(2) 専門家の知見を活用した審理の一層の適正化

① 審判実務者研究会

2006年度以降、審判官、企業の知的財産

部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」（当初は「進歩性検討会」）を、毎年開催している。得られた成果を報告書に取りまとめ、特許庁ウェブサイトへの掲載により広く公表している。

2016年度は、上記の審判実務関係者に加え、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官を新たにオブザーバーとして迎え、20事例（特実14事例、意匠2事例、商標4事例）について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書2016」¹を公表した。



審判実務者研究会の全体会合

② 審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用し、審理業務における高度な法律問題に対する助言を得るとともに、法律研修等の講師として活用している。

また、審判参与による審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受け、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

③ 審・判決調査員

当事者の納得感と審理の透明性の一層の向上に資すべく、法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、

審理事項通知書、調書等の内容について、外部的視点を組み込んだ参考意見を作成し、審判官にフィードバックしている。また、民事法的側面からの相談等、審・判決調査員を積極的に活用して審理に取り組んでいる。

(3) 制度改正への対応

2014年法改正により、特許の権利化後の一定期間に特許付与の見直しをするための特許異議申立制度が創設された。同制度は、申立人が簡易な手続で意見を述べる機会を適切に取り入れ、全件書面による審理とするなど、特許権の早期安定化を図りつつも、ユーザーの負担が少なくなるよう考慮して制度設計されたものである。

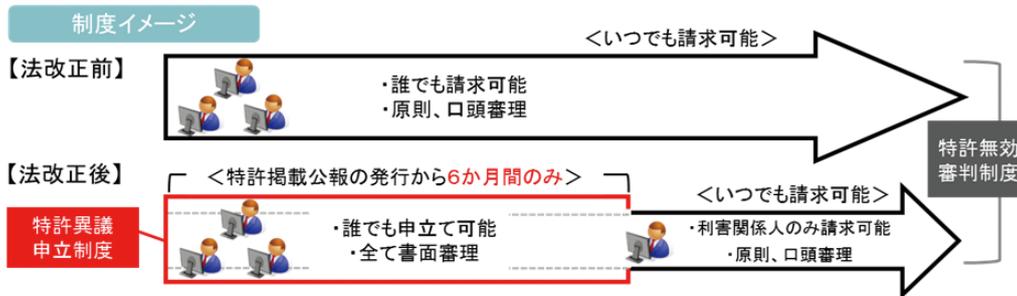
同制度の創設以降、特許庁から関係団体へ

¹ https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai2016.htm

の講師派遣や知的財産制度説明会等を通じて同制度の具体的な手続及び運用について広く周知を図っている。あわせて、特許庁内において、審判書記官の体制整備を図るとも

に、審判便覧及び事務運用マニュアル等の作成及び改訂を進めるなど、同制度の業務が円滑に行われるよう取り組んでいる。

2-4-1図 特許異議申立制度イメージ



2

紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 紛争の早期解決～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2) 権利の早期取得～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件¹について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理制度を実施している。2016年の早期審理の申出件数は、特許が176件、意匠が3件、商標が5件であった。²

3

国際的な連携強化に向けた取組

(1) 各国知財庁との連携

① 審判専門家会合

審判分野に関する情報交換等のため、他国特許庁の審判部門の実務者間との議論を活性化させるべく、審判専門家会合を開催している。2016年度は6月に中国で第2回日中審判専門家会合を、8月に韓国で第7回日韓審判専門家会合を、9月に日本で第4回日中韓審判専門家会合を開催した。



第7回日韓審判専門家会合

1 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している特許出願、②外国にも出願している特許出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TL0、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO2削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である特許出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2 前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が246件、意匠が3件、商標が5件であった。

②国際審判官協議

実事件を用いた口頭審理傍聴や意見交換の実施を通じて、審判官同士による審判実務の情報交換を行うため、韓国、中国との国際審判官協議を開催している。2016年度は6月に中国にて第1回となる日中国際審判官協議を、9月に日本にて日中韓国際審判官協議を、それぞれ開催した。



第2回日中審判専門家会合・第1回日中国際審判官協議



第4回日中韓審判専門家会合・第2回日中韓国際審判官協議

③その他

台湾との審判官による実務レベルでの交流に関し、2014年6月、2015年10月に、日本側より各回、審判官を派遣した。この交流を継続すべく、2016年10月、台湾側より、審判官を受け入れ、実事件を用いた意見交換等を通じて、審判実務の情報交換を行った。

また、2017年2月に、マレーシア知財公社の特許異議申立制度に関する調査団を受け入れ、同国における特許異議申立制度の創設に向けた準備に協力した。

(2)国内外の法曹界との連携

①日欧の訴訟における証拠収集に関する模擬裁判

2016年9月にフランスで、欧州の特許弁護士団体 EPLAW、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットとの共催により、日欧の知財関係者が参加する国際シンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、日欧の特許訴訟における証拠収集に関する模擬裁判等を実施し、知財司法制度や審判制度に関する相互理解を深めた。

②日欧知的財産司法シンポジウム2016

2016年11月に東京で、日欧知的財産司法シンポジウム2016を開催した。特許の侵害と有効性の判断をテーマとした基調講演や、欧州統一特許裁判所をテーマとした模擬裁判、均等論や特許の有効性の判断に関するパネルディスカッションが行われ、日欧の知財司法制度や審判制度に関する相互理解を深めた。(詳細については Column 12 参照)

③日中韓特許庁シンポジウム

2016年12月に、神奈川県小田原市において日中韓特許庁シンポジウムを開催した。日中韓における行政及び司法による知的財産保護の最新動向をテーマに、日中韓特許庁、学識経験者、知的財産高等裁判所、韓国大法院、中国国家知識産権局専利復審委員会による、基調講演、パネルディスカッション等を実施した。

④米国特許審判法曹協会発足会合

2016年6月に米国特許商標庁 (USPTO) 審判部 (PTAB) のユーザーによる団体である米国特許審判法曹協会 (PTAB Bar Association) が設立され、2017年3月に、米国にて、同団体の発足会合 (Inaugural Conference) が開催された。本会合には、PTABの手続を利用する法律事務所を中心に約700名が参加した。日米の特許庁もスピーカーとして参加し、審判制度に関する議論を深めた。

⑤国際知財司法シンポジウム2017

2017年10月30日-11月1日に、東京にて、裁判所、法務省等との共催により、国際知財司法シンポジウム2017を開催する。日中韓及びASEANの裁判官、日本の裁判官、大学関係

者、弁護士、弁理士、産業界等が参加し、基調講演、模擬裁判、パネルディスカッション等を通じ、日中韓及びASEANの知財紛争解決について議論する予定である。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

日欧知的財産司法シンポジウム 2016

1. 背景

我が国とドイツの間では、従来から法律分野において活発な交流が行われてきましたが、知的財産についても例外ではありません。特に「知財司法」については、長年の交流の成果が、定期的なシンポジウムの開催という形で結実しており、次に掲げるように、近時、日独交互に知財司法シンポジウムが定期的開催されてきました。

2. シンポジウム概要

(1) 冒頭挨拶

小宮長官より、本シンポジウムを通じた、日欧における知財司法及び行政のさらなる関係の深化と、知財エンフォースメントにかかわる議論の進展への期待が述べられました。また、Grotheer（グロテア）会長より、経済のグローバル化の進展に伴い、知的財産分野における国際連携がますます重要になっている旨や、今後の日独交流のさらなる発展への期待が述べられました。

(2) 基調講演

侵害と有効性の判断の交錯について、知的財産高等裁判所の設楽所長（当時）及びドイツ連邦最高裁判所の Meier-Beck（マイアー・ベック）部総括判事が講演しました。また、我が国における無効審判について特許庁の嶋野審判部長が講演した後、ドイツにおける特許無効手続についてドイツ連邦特許裁判所の Schmidt（シュミット）長官が、欧州単一効特許について欧州特許庁 Fuchs（フックス）審査長が、それぞれ講演しました。

(3) 模擬裁判

欧州統一特許裁判所における審理を想定した模擬裁判が実施されました。欧州統一特許裁判所が実現した場合にどのような審理がされるのかを確認する機会となりました。

(4) パネルディスカッション

均等論と特許の有効性判断の二つのテーマについて、具体的ケースを用いて様々な立場から議論がなされました。均等論のテーマについては、知的財産高等裁判所の大合議事件が、有効性判断のテーマについては、特許庁が実施している審判実務者研究会で扱われた事例が、それぞれ議論の対象とされました。

3. 参加者

今回のシンポジウムは、ドイツ連邦最高裁判所や日本知的財産高等裁判所をはじめとする日欧の裁判所関係者、日欧の特許庁関係者、大学関係者、弁護士・弁理士・産業界等の制度ユーザーから約420名が参加する大変盛況なものとなりました。



日欧知的財産司法シンポジウム 2016 の登壇者

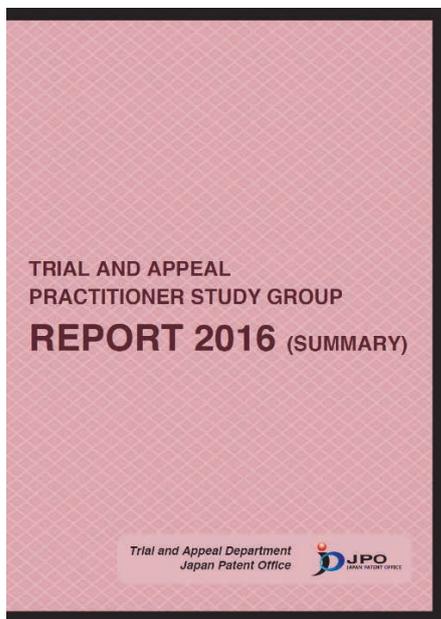
（参考）日欧知的財産司法シンポジウム 2016 の記事（特許庁ウェブサイト）
http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2016111801.htm

4

審判に関する情報発信

(1) 国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となると考えられる審決等（審決、異議決定、判定）について、2016年1月に特許庁ウェブサイト（日本語版、英語版）で、手翻訳による英語翻訳文（審決英訳）の提供を開始し¹、2016年度末に審決英訳の提供件数は、累積180件に達した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版²や、審判に関する他のコンテンツについても英訳し公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。



審判実務者研究会報告書の英語要約版

(2) 審判制度の普及・啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の認知度向上及び普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2016年度は、広島、福岡における巡回特許庁や、東京、大阪、松山等における特許審判制度説明会において、模擬口頭審理の実演を実施した。



巡回特許庁 in ひろしま



巡回特許庁 in 九州

1 <https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/shinketsu-eiyaku.html>

2 https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm

ユーザーニーズを踏まえたよりよい行政サービスの提供に向けて

産業財産権を取得するためには、発明等の実体的な審査のみならず、出願から登録に至るまでの多岐にわたる手続が必要となります。こうした出願から登録までの手続は、産業財産権に関する法令等に定められた形式的又は手続的な要件に従って進めることが前提であり、手続を適切・迅速に完了させるためには、ユーザーと手続に関わる職員との的確な意思疎通が重要です。

そこで、特許庁では、よりユーザーの視点に立った行政サービスの提供を目指すために、こうした手続に関わる職員ひとりひとりの、日々の業務に係る心構えを示した「方式審査・出願・登録関連業務に関する品質ポリシー」を2015年3月に策定・公表しました。特許庁では、この品質ポリシーを踏まえながら、2016年度においては以下のような取組を実施しました。

- (1) 方式審査に係る品質とユーザーの予見性なお一層の向上を図るため、方式審査便覧の記載を明確化するとともに、手続で使用する印鑑の取扱いや持分の補正に係る取扱いなど12項目を新たに方式審査便覧として公表しました。
- (2) ユーザーへの適切・適時の情報発信の更なる充実を図るため、ユーザーから掲載場所が分かりにくいと要望の多かった「登録に関する手続」について、特許庁ウェブサイトのトップページの制度メニューに表示するとともに、記載内容もより分かりやすく見直しました。この他にも「産業財産権の出願手続の留意点」や「PCTに基づく国際出願の国内移行手続の留意点」、「国際意匠・商標出願の制度」等について、手続上のポイントが視覚的に伝わる等の見直しを行いました。
- (3) 出願関連業務においては、インターネット出願ソフトから英語によるPCT国際出願の受付が可能となるシステム改造を行い、ユーザーの更なる利便性向上を図りました。

この他にも、2016年4月に発生した「熊本地震」により被災した出願人等に対しては専用の問合せ窓口を直ちに設けて対応するとともに、熊本地震が特定非常災害特別措置法による特定非常災害に指定されたことを受け、被災した出願人等に対する手続期間の延長に関する取扱いを策定・公表しました。

特許庁では、今後もユーザーからの手続業務に関する要望等も踏まえつつ、更なる利便性並びに満足度の向上に向け、継続して業務の改善に取り組んで参ります。



熊本地震に関する救済手続の公表



「登録に関する手続」についてのリニューアル

